

第 4 章 特定事業計画

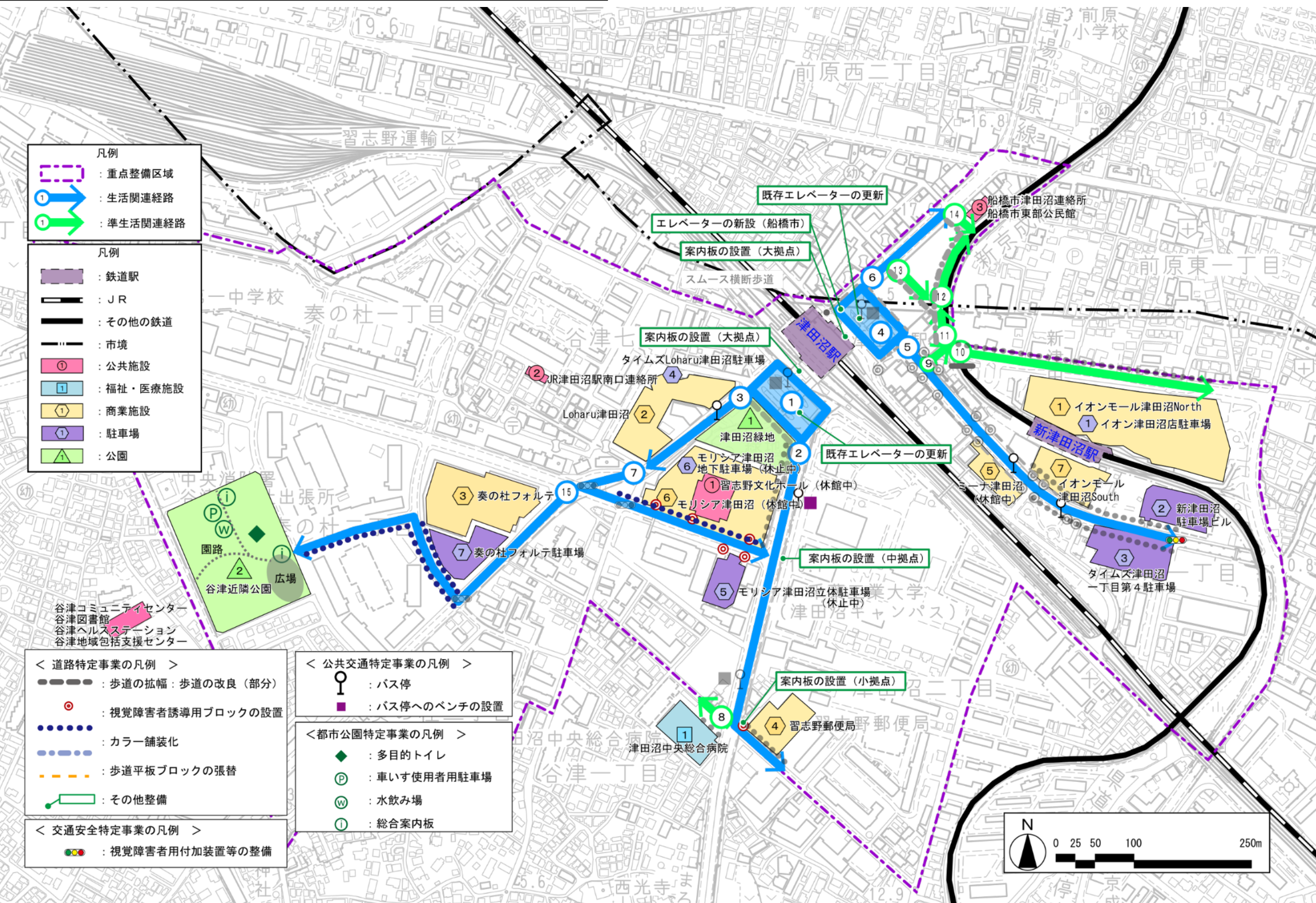
4-1 全体総括表及び事業計画図

「JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」における特定事業計画の地区別総括表及び事業計画図を以下に示します。

JR津田沼駅・新津田沼駅 周辺地区	特定旅客施設の利用 者数(R6 年度)	JR津田沼駅 178,890 人／日 新津田沼駅 60,382 人／日		
1. 事業実施の基本方針				
当該地区は、各鉄道会社における公共交通移動等円滑化基準に基づく対応や、信号機への視覚障害者用付加装置の整備は完了しておりますが、JR津田沼駅北口駅前広場のエレベーターの設置が未整備となっています。(JR津田沼駅北口駅前広場のエレベーターは令和8(2026)年度整備完了予定) また、既に整備されている南北のエレベーターについては、整備完了後20年以上が経過しているため、安全性や利便性向上のために更新が必要となっています。さらに、津田沼緑地北側は有効幅員を確保する歩道整備、モリシア津田沼南側は大規模店舗・駐車場等と一体となった歩道整備が必要になるとともに、歩道整備の経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が求められています。 このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。				
2. 重点整備地区図				
3. 総括表				
事業実施経路	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
			着手予定 前期	完了予定 後期
事業実施経路	15	2.59		

- ※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は令和 8 年度～平成 11 年度、後期は令和 12 年度～令和 15 年度としています。
- ※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区 事業計画図



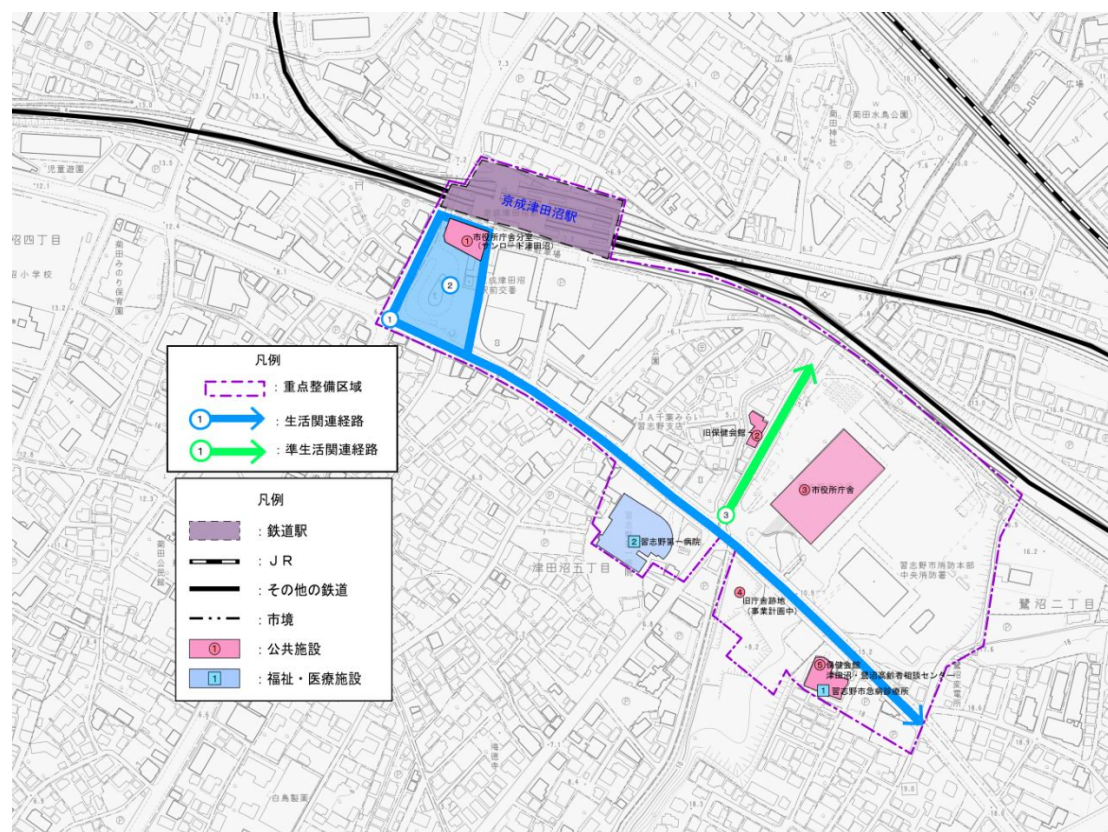
※薄い灰色表示は整備済区間

京成津田沼駅周辺地区	特定旅客施設の 利用者数(R6 年度)	京成津田沼駅 101,288 人/日 (うち新京成線 42,763 人/日)
------------	------------------------	---

1. 事業実施の基本方針

当該地区は、歩道のバリアフリー整備が完了している経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が必要です。
このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

2. 重点整備地区図



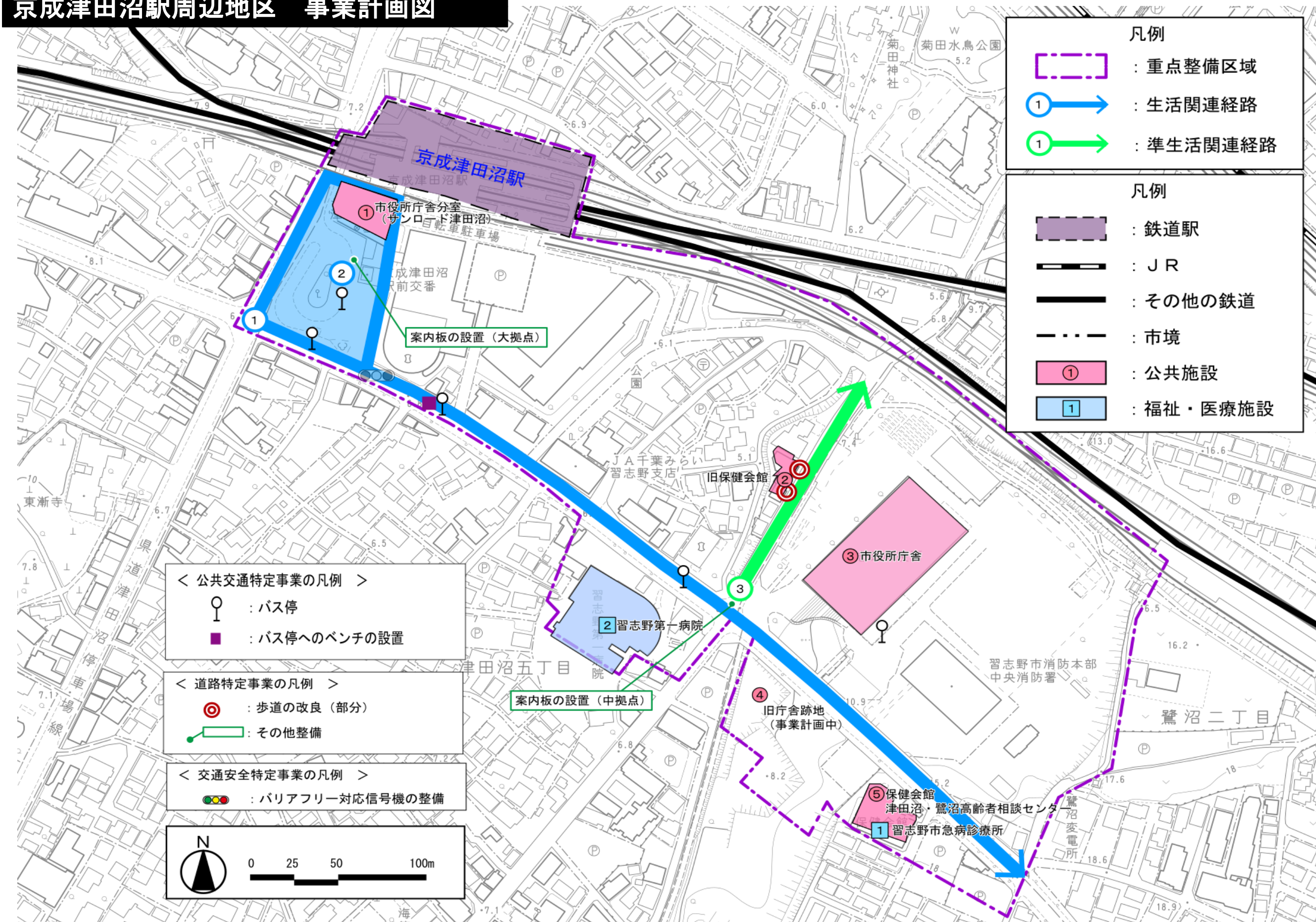
3. 総括表

	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
			着手予定 前期	完了予定 後期
事業実施経路	3	0.69		

※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は令和 8 年度～平成 11 年度、後期は令和 12 年度～令和 15 年度としています。

※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

京成津田沼駅周辺地区 事業計画図



JR新習志野駅周辺地区	特定旅客施設の 利用者数(R6 年度)	JR新習志野駅 23,084 人／日
-------------	------------------------	--------------------

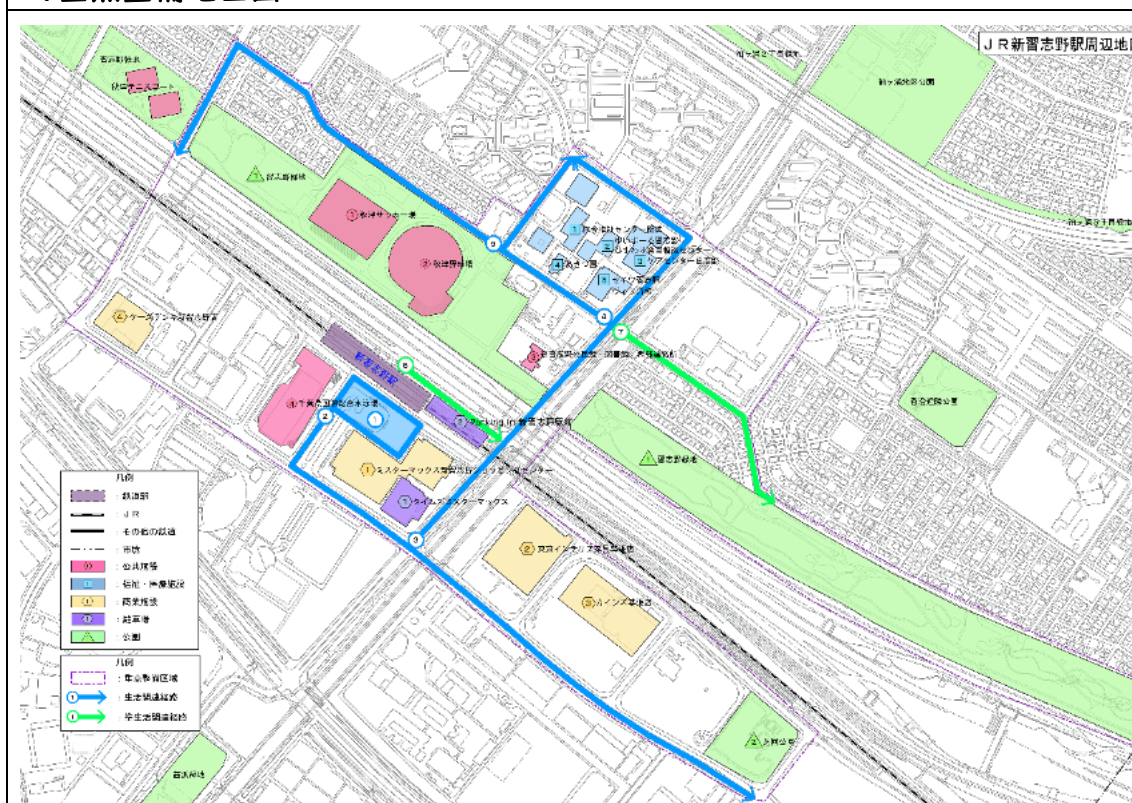
1. 事業実施の基本方針

当該地区は、JR 京葉線北側のふれあいゾーン周辺やサッカー場、野球場の北側道路については、引き続き、交差点部等における道路の段差や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備が必要です。

また、JR 京葉線南側の新習志野駅南口駅前広場から芝園公園間については、視覚障害者誘導用ブロックの整備とともに、自転車走行空間の明示等といった歩行者と自転車の分離による安全性の向上が課題となっています。

このような状況を踏まえ、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

2. 重点整備地区図



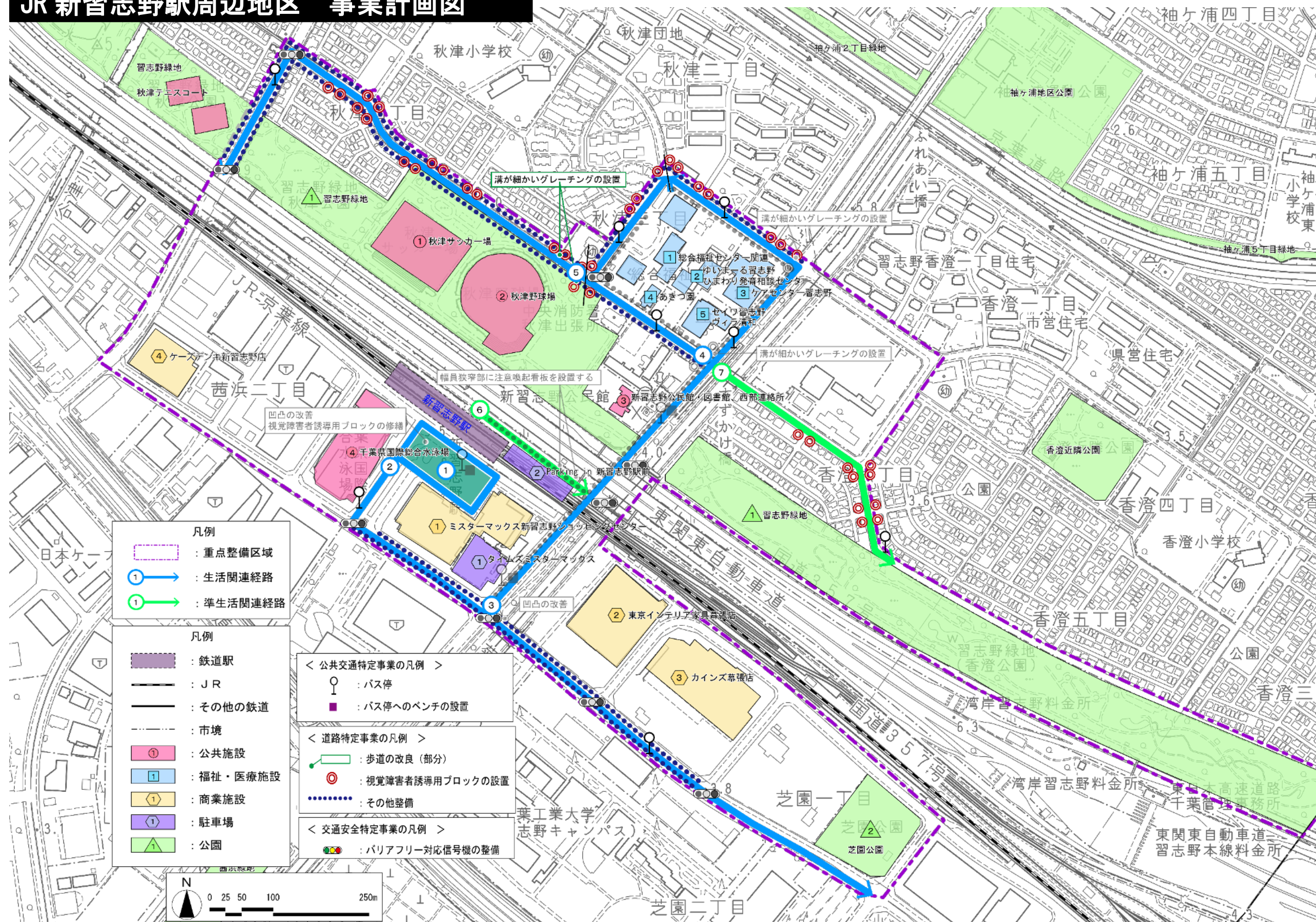
3. 総括表

	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
			着手予定	完了予定
事業実施経路	7	4.03	前期	後期

※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は令和 8 年度～平成 11 年度、後期は令和 12 年度～令和 15 年度としています。

※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

JR 新習志野駅周辺地区 事業計画図



※薄い灰色表示は整備済区間

4-2 道路特定事業計画

(1) 道路管理者

- ・国土交通省 千葉国道事務所
- ・千葉県 葛南土木事務所
- ・船橋市
- ・習志野市

(2) 道路特定事業計画の内容

道路特定事業計画には、経路の概要（路線名、事業区間、延長、経路種別、事業者）、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

また、各経路の事業内容及び実施箇所は、以下の凡例により事業計画図に示しています。

事業内容の凡例

事業の内容	凡 例
歩道の拡幅	 （灰色破線）
歩道の改良※（部分）：点的な歩道のバリアフリー化	 （赤二重丸）
視覚障害者誘導用ブロックの設置	 （紺点線）
カラー舗装化	 （薄青紫破線）
歩道平板ブロックの張替	 （オレンジ破線）
その他の整備 ・エレベーターの新設 ・案内板の設置 ・スムーズ横断歩道の整備 ・注意喚起看板の設置 ・溝が細かいグレーチングの設置など	 （緑囲み線）

※歩道の改良とは、段差の解消、勾配の改善、平坦性の確保、舗装の改善のバリアフリー化を示します。

次項から「JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の道路特定事業計画を示します。

①JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 00-002 号線		
事業区間	始点	JR津田沼駅南口駅前広場		終点	JR津田沼駅南口駅前広場	
延長				経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
				着手	完了	
歩道の拡幅(津田沼緑地北側)			96m／96m	後期	後期	
案内板の設置(大拠点)			1箇所／1箇所	後期	後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—	継続		
既存エレベーターの更新			2基／2基	前期	前期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・歩道の拡幅にあたっては国(津田沼緑地)と協議し、拡幅部分の整備手法等含め検討する。						

1.事業区間			事業者		習志野市					
路線番号		②		路線名		市道 00-002 号線				
事業区間		始点		JR津田沼駅南口駅前広場		終点		習志野郵便局前		
延 長		448m			経路種別		生活関連経路			
2.事業内容・実施予定期間										
事業内容					事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
							着手		完了	
歩道の拡幅(津田沼緑地東側)					44m／44m		後期		後期	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(整備済)					0m／200m		—		—	
案内板の設置					中拠点 1箇所 小拠点 1箇所		後期		後期	
3.事業実施に際し配慮すべき重要事項										
・歩道の拡幅にあたっては国(津田沼緑地)と協議し、拡幅部分の整備手法等含め検討する。										

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号		③		路線名	市道 00-001 号線	
事業区間		始点	JR津田沼駅南口駅前広場		終点	Loharu 津田沼前
延 長		179m			経路種別	生活関連経路
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		船橋市・習志野市	
路線番号		④		路線名	市道 00-007 号線	
事業区間		始点	JR津田沼駅北口駅前広場		終点	JR津田沼駅北口駅前広場
延長		—			経路種別	生活関連経路
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
				着手	完了	
歩道の改良(部分) (整備済)			0 箇所／1 箇所	—	—	
歩道平板ブロックの張替 (整備済)			0 m ² ／800 m ²	—	—	
案内板の設置(大拠点)			1 箇所／1 箇所	後期	後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—	継続		
スムーズ横断歩道 (整備済)			0 箇所／1 箇所	—	—	
エレベーターの設置			1 基／1 基	前期	前期	
既存のエレベーターの更新			2 基／2 基	後期	後期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	⑤		路線名	市道 00-007 号線		
事業区間	始点	JR津田沼駅北口駅前広場	終点	イオンモール津田沼 South 前		
延長	325m		経路種別	生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容	事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間				
		着手	完了			
歩道の改良(部分) (整備済)	0箇所／15箇所	—	—			
歩道平板ブロックの張替 (整備済)	0 m ² ／2,200 m ²	—	—			
視覚障害者誘導用ブロックの設置 (整備済)	0m／550m	—	—			
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導	—	継続				
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		千葉県	
路線番号	⑥		路線名	県道津田沼停車場前原線		
事業区間	始点	JR津田沼駅北口駅前広場	終点	旧津田沼 PARCO 前		
延長	159m		経路種別	生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容	事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間				
		着手	完了			
歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行う(定期的なパトロールの実施)	—	継続				
案内板の設置の検討	—	継続				
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・案内板の設置については、その内容等に関し、検討しなければならないことから関係市町村等との協議が必要である。						

1. 事業区間			事業者		習志野市				
路線番号		⑦		路線名		市道 00-001 号線 市道 00-105 号線			
事業区間		始点		Loharu 津田沼前		終点		習志野文化ホール前	
延 長		313m			経路種別		生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間									
事業内容				事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
						着手		完了	
歩道の改良(部分)				5箇所／5箇所		後期		後期	
視覚障害者誘導用ブロックの設置				約187m／約187m		後期		後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導				—		継続			
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項									
・視覚障害者誘導用ブロック設置にあたり、歩道用地の一部が民有地であるため整備するにあたり協議が必要である。									

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	⑧		路線名	市道 01-081 号線		
事業区間	始点	津田沼中央総合病院前		終点	—	
延 長	20m		経路種別		準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置 (整備済)			0m／約 15m		—	—
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	⑨		路線名	市道 00-109 号線		
事業区間	始点	三菱東京 UFJ 銀行前		終点	－	
延 長	35m		経路種別		準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			－		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区			事業者		習志野市					
路線番号		⑩		路線名		市道 00-109 号線				
事業区間		始点		イオンモール津田沼 North 前		終点		－		
延 長		350m			経路種別		準生活関連経路			
2. 事業内容・実施予定期間										
事業内容					事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
							着手		完了	
視覚障害者誘導用ブロックの設置 (整備済)					0m／326m		－		－	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導					－		継続			
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項										

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	⑪		路線名	市道 03-101 号線		
事業区間	始点	三菱東京 UFJ 銀行前		終点	旧津田沼 PARCO 前	
延 長	44m		経路種別		準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
カラー舗装化など(整備済)			0m／41m		—	—
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		船橋市					
路線番号		⑫		路線名		市道 42-090 号線				
事業区間		始点		旧津田沼 PARCO 東側		終点		—		
延 長		110m			経路種別		準生活関連経路			
2. 事業内容・実施予定期間										
事業内容					事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
							着手		完了	
カラー舗装化 (整備済)					0m／107m		—		—	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項										

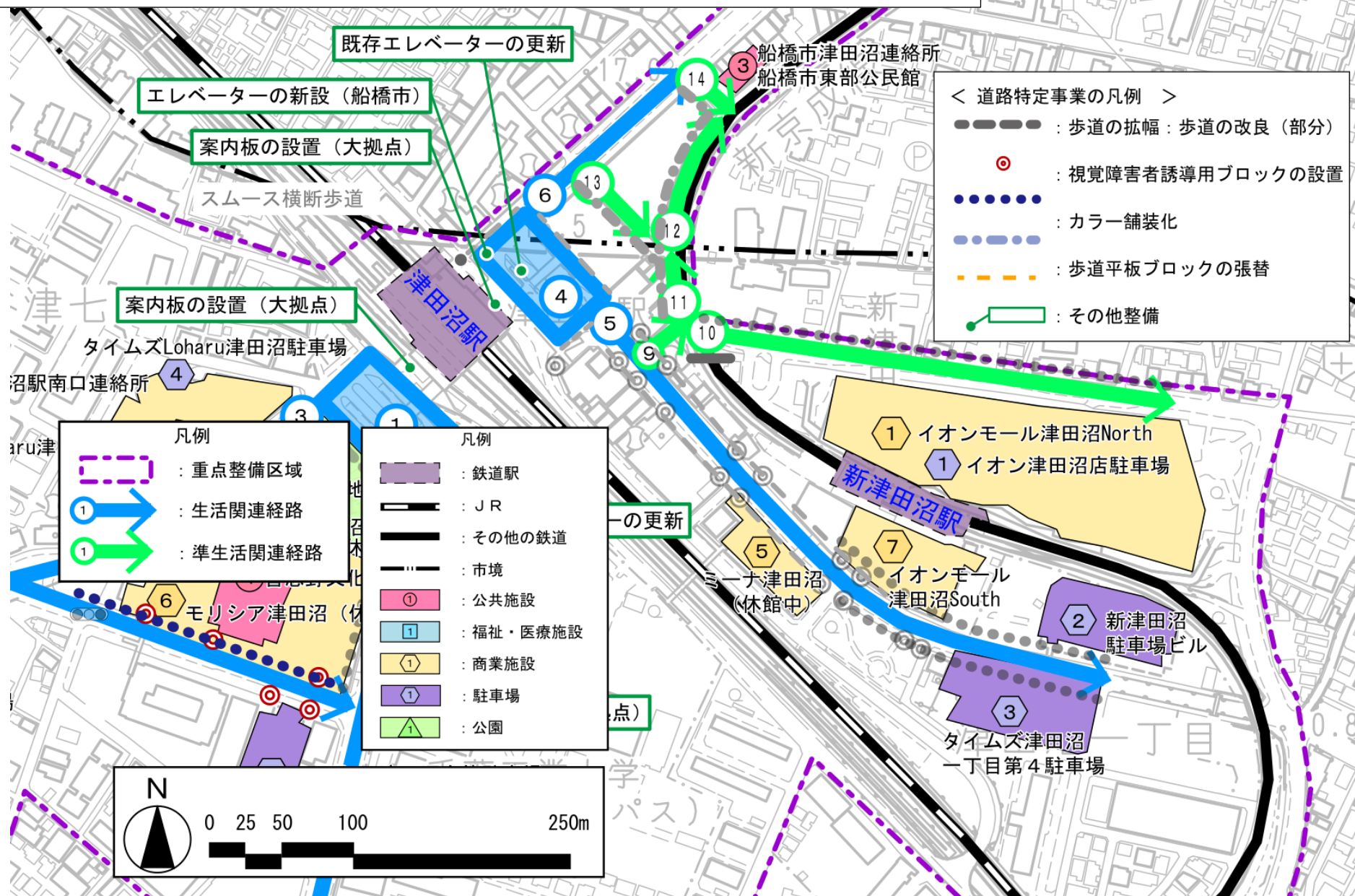
1. 事業区間			事業者		船橋市				
路線番号		⑬		路線名		市道 42-090 号線			
事業区間		始点		旧津田沼 PARCO		終点		－	
延 長		90m			経路種別		準生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間									
事業内容				事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
						着手		完了	
カラー舗装化 (整備済)				0／78m		－		－	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項									

1. 事業区間			事業者		船橋市					
路線番号		⑭		路線名		市道 42-091 号線				
事業区間		始点		旧津田沼 PARCO 北側		終点		—		
延 長		4 l m			経路種別		準生活関連経路			
2. 事業内容・実施予定期間										
事業内容					事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
							着手		完了	
カラー舗装化 (整備済)					0m／4 l m		—		—	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項										

1. 事業区間			事業者		習志野市					
路線番号		⑮		路線名		市道 00-001 号線・ 市道 01-131 号線・ 市道 01-132 号線				
事業区間		始点		奏の杜フォルテ前		終点		谷津奏の杜公園		
延 長		480m				経路種別		生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間										
事業内容					事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
							着手		完了	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導					—		継続			
視覚障害者誘導用ブロックの設置					280m／280m		前期		前期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項										
・都市計画道路3・4・19号線(市道 00-001 号線)においては、視覚障害者誘導用ブロックは、整備済みである。										

JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区 道路特定事業計画図 (1/2)

41



※薄い灰色表示は整備済区間

新設（船橋市）



※薄い灰色表示は整備済区間

②京成津田沼駅周辺地区

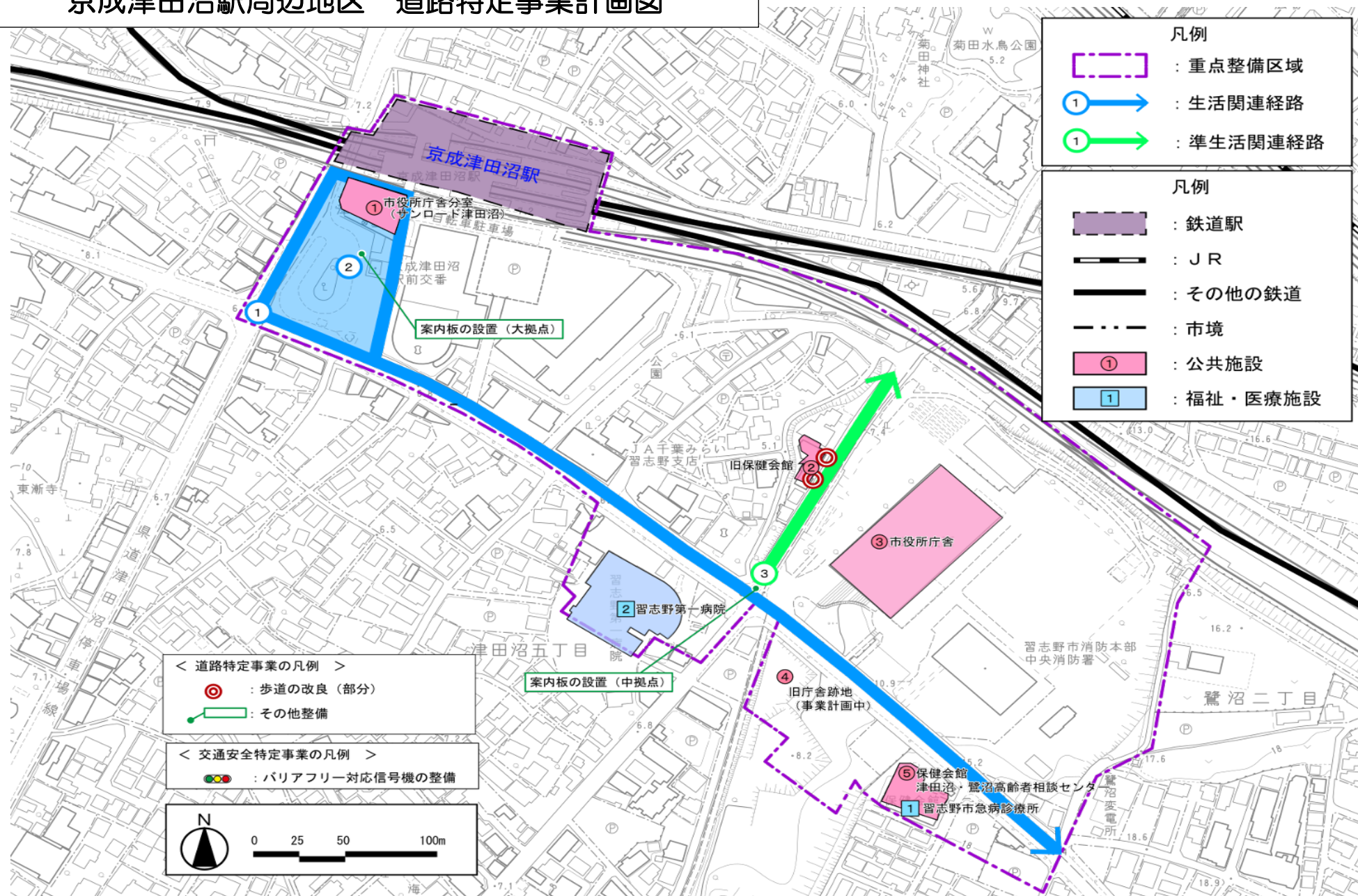
1.事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 00-004 号線		
事業区間	始点	京成津田沼駅南口駅前広場		終点	市役所庁舎前	
延 長	550m		経路種別		生活関連経路	
2.事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
案内板の設置(中拠点)			1箇所／1箇所		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
新庁舎建設の状況にあわせた歩道のバリアフリー整備(整備済)					—	—
3.事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・案内板の設置については、関係部署との協議をふまえて設置時期について検討する。 ・京成津田沼駅～市役所前までの両側の歩道については、基本的にはバリアフリー対策は完了している。しかしながら、部分的には、道路と隣接地の高さの関係から改良について検討しなければならない箇所もある。						

1.事業区間			事業者		習志野市	
路線番号		②		路線名	市道 00-004 号線	
事業区間		始点	京成津田沼駅南口駅前広場		終点	—
延 長		—		経路種別		生活関連経路
2.事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
案内板の設置(大拠点)			1箇所／1箇所		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
3.事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・案内板の設置については、関係部署との協議をふまえて設置時期について検討する。						

1.事業区間			事業者		習志野市	
路線番号		③		路線名	市道 00-005 号線	
事業区間		始点	習志野第一病院前		終点	旧保健会館前
延 長		140m			経路種別	準生活関連経路
2.事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
歩道の改良(部分)			2箇所／2箇所		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
3.事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・歩道の拡幅、改良については、関係部署との協議をふまえて設置時期について検討する。						

京成津田沼駅周辺地区 道路特定事業計画図

44



※薄い灰色表示は整備済区間

③JR新習志野駅周辺地区

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 13-066 号線		
事業区間	始点	JR新習志野駅南口駅前広場		終点	JR新習志野駅南口駅前広場	
延長	—		経路種別		生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
凹凸の改善(部分・東日本大震災の復旧) (整備済)			凹凸部分の復旧		—	—
視覚障害者誘導用ブロックの修繕(東日本大震災の復旧)(整備済)			—		—	—
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	②		路線名	市道 13-066 号線・ 市道 13-058 号線・ 市道 14-064 号線		
事業区間	始点	JR 新習志野駅南口駅前広場		終点	芝園公園前	
延長	1,110m			経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
				着手	完了	
凹凸の改善(部分・東日本大震災の復旧) (整備済)			凹凸部分の復旧	後期	後期	
視覚障害者誘導用ブロックの設置			1,270m / 1,270m	後期	後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		習志野市				
路線番号		③		路線名		市道 00-006 号線・市道 00-121 号線			
事業区間		始点		ミスターマックス新習志野 ショッピングセンター前		終点		総合福祉センター関連前	
延 長		990m			経路種別		生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間									
事業内容				事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
						着手		完了	
歩道の改良(部分)				7 / 10 箇所		後期		後期	
溝巾が細かいグレーチングの設置(整備済)				0 箇所／2 箇所		—		—	
視覚障害者誘導用ブロックの設置				243 m／1,210m		後期		後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導				—		継続			
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項									

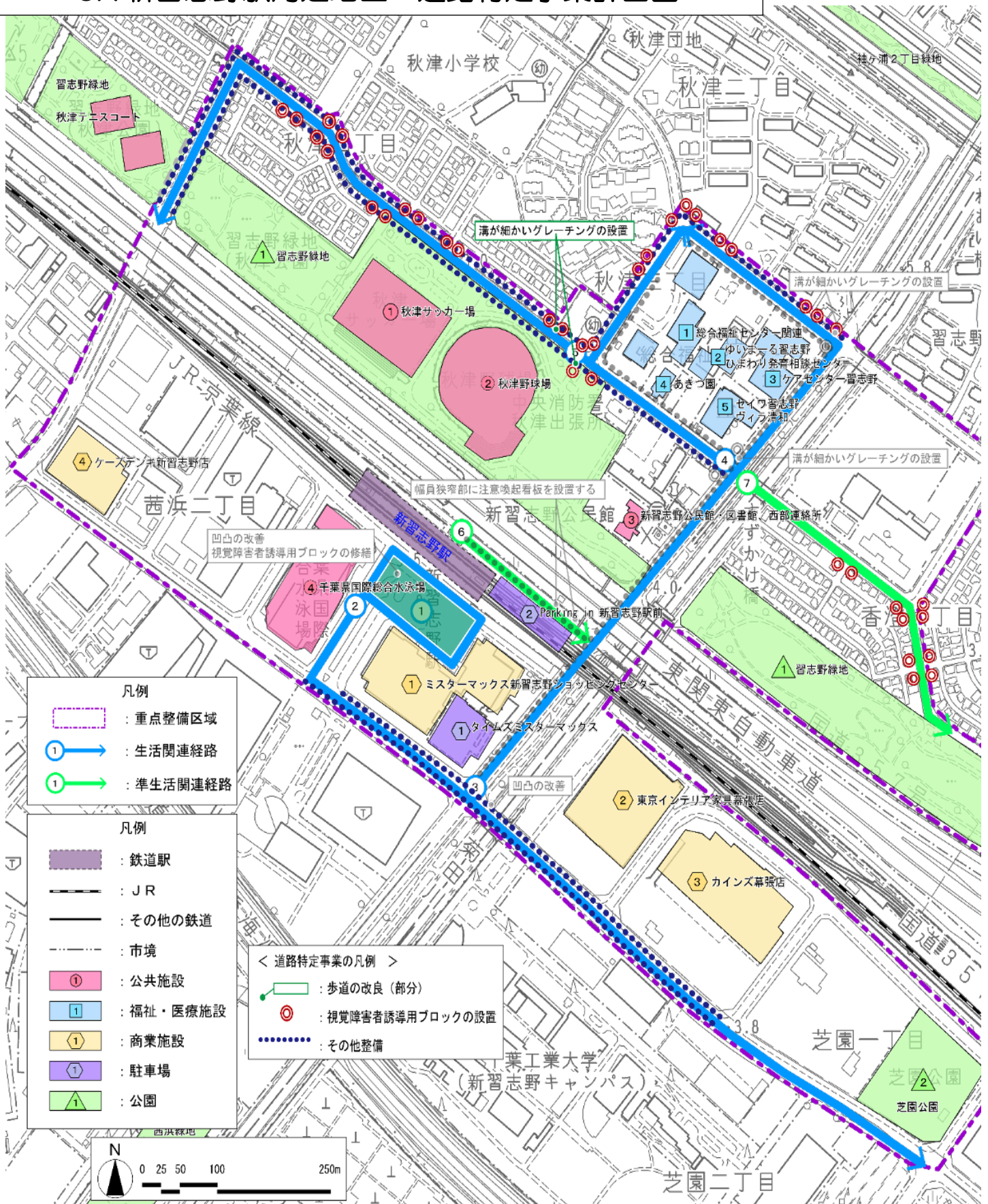
1. 事業区間			事業者		習志野市					
路線番号		④		路線名		市道 00-122 号線・ 市道 13-043 号線				
事業区間		始点		セイワ習志野前		終点		総合福祉センター関連前		
延 長		440m			経路種別		生活関連経路			
2. 事業内容・実施予定期間										
事業内容					事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
							着手		完了	
視覚障害者誘導用ブロックの設置					402 m／740m		後期		後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導					—		継続			
歩道の改良(部分)					5 箇所／5 箇所		後期		後期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項										

1. 事業区間			事業者		習志野市					
路線番号		⑤		路線名		市道 00-122 号線・ 市道 00-002 号線				
事業区間		始点		秋津野球場前		終点		習志野緑地前		
延長		800m			経路種別		生活関連経路			
2. 事業内容・実施予定期間										
事業内容					事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
							着手		完了	
歩道の改良(部分)					16 箇所／16 箇所		後期		後期	
溝が細かいグレーチングの設置					2 箇所／2 箇所		後期		後期	
視覚障害者誘導用ブロックの連続設置 及び設置見直し					1,530m／1,530m		後期		後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導					—		継続			
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項										

1. 事業区間			事業者		国土交通省 千葉国道事務所	
路線番号	⑥		路線名	国道 357 号		
事業区間	始点	JR新習志野駅北口		終点	香澄交差点歩道橋	
延 長	230m		経路種別		準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容		事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間		
				着手	完了	
幅員狭窄部に注意喚起看板を設置する (整備済)		0 基／2 基		—	—	
視覚障害者誘導用ブロックを設置する (整備済)		0m／200m		—	—	
歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行う(定期的なパトロールの実施)		—		継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		習志野市				
路線番号		⑦		路線名		市道 00-122 号線			
事業区間		始点		セイワ習志野前		終点		習志野緑地前	
延 長		460m			経路種別		準生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間									
事業内容				事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間			
						着手		完了	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導				—		継続			
歩道の改良(部分)				10 箇所／10 箇所		後期		後期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項									

JR 新習志野駅周辺地区 道路特定事業計画図



※薄い灰色表示は整備済区間

4-3 公共交通特定事業計画

(1) 公共交通事業者

■鉄道事業者

- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・京成電鉄株式会社

■バス事業者

- ・京成バス千葉セントラル株式会社
- ・平和交通株式会社

■タクシー事業者

- ・京葉支部区域内的のタクシー事業者

(2) 公共交通特定事業計画の内容

公共交通特定事業計画には、特定旅客施設又は地区名、事業者、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

また、各地区の事業内容及び実施箇所は、以下の凡例により事業計画図に示しています。

事業内容の凡例

事業の内容	凡 例
バス停へのベンチの設置	■（紫色四角）

次頁から「JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の公共交通特定事業計画を示します。

①JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者		東日本旅客鉄道株式会社	
旅客施設名		JR津田沼駅			
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
			着手		完了
バリアフリー教育研修を実施する		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間		事業者		京成電鉄株式会社	
旅客施設名		新津田沼駅			
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
			着手		完了
鉄道車両への車いすスペースの設置を行う (整備済)		—	—	—	
駅係員のサービス介助士資格取得及びサービス向上研修での教育を行う		年1回以上	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

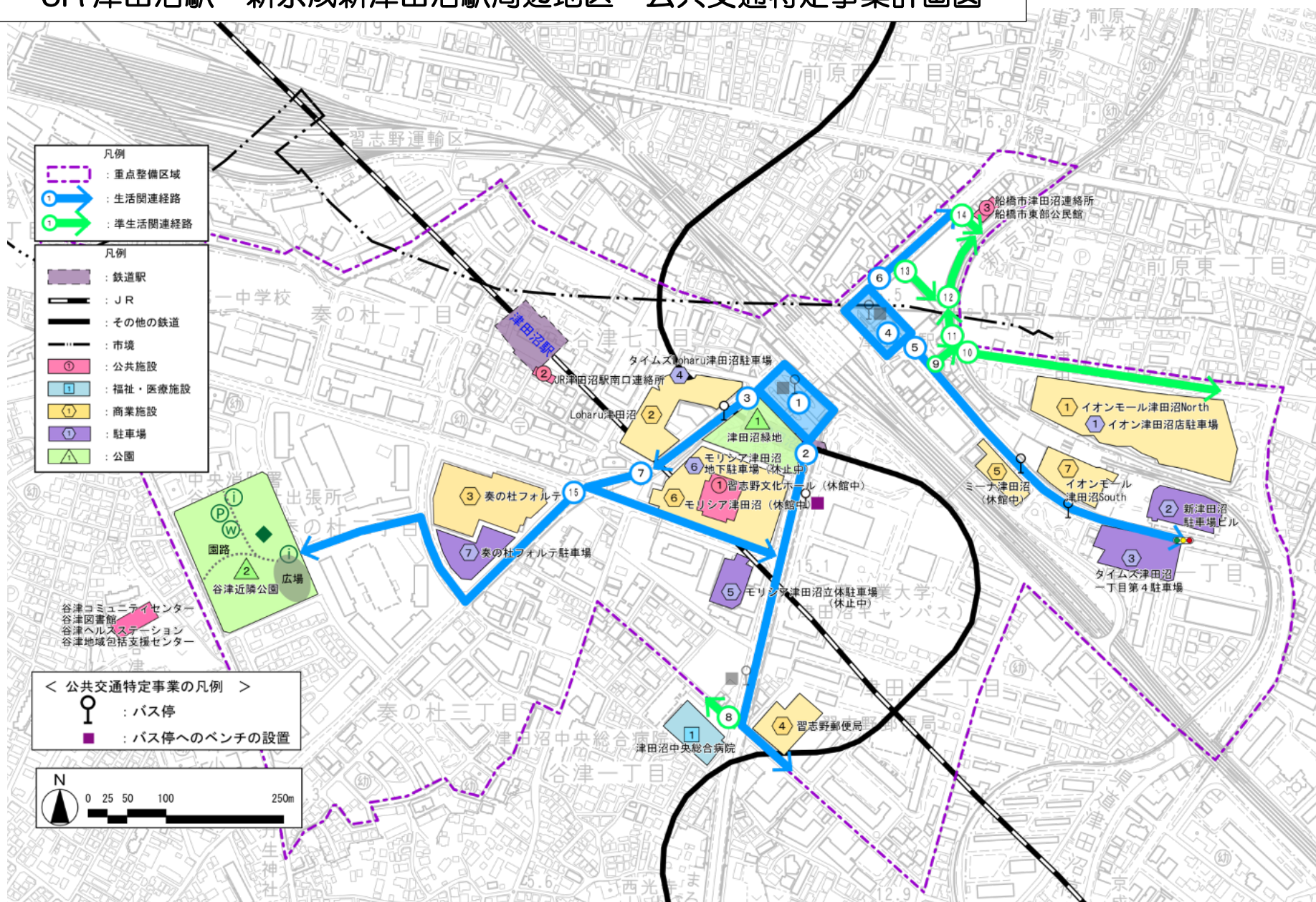
1. 事業区間		事業者		京成バス千葉セントラル	
地区名		JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
バス停にベンチを設置する		1箇所／1箇所		—	—
ノンステップバスの導入を進める		—		継続	
乗務員への高齢者・障がいのある人等への対応を図るための教育を行う		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。					

1. 事業区間		事業者		平和交通	
地区名		JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容	事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間			
		着手	完了		
ノンステップバスの導入を進める	—	継続			
乗務員への高齢者・障がいのある人等への対応を図るための教育を行う	—	継続			
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・バス停におけるベンチ及び上屋の設置は道路構造上難しい為、今後の道路の改良等に合わせ設置を検討する。					

1. 事業区間		事業者		京葉支部区域内のタクシー事業者	
地区名		JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容	事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間			
		着手	完了		
福祉タクシー車両の導入を進める	—	継続			
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する	年 20～30 名	継続			
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。					

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区 公共交通特定事業計画図

52



※薄い灰色表示は整備済区間

②京成津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者		京成電鉄株式会社	
旅客施設名		京成津田沼駅			
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
			着手		完了
駅の各施設(発券機、トイレ、エレベーター、階段等)は高齢者、障がいのある人等にとって使いやすい構造とする		—	継続		
各情報を視覚情報・聴覚情報として分かりやすく提供する(路線案内、運賃案内、運行情報、非常時の案内等)		—	継続		
鉄道車両への車いすスペースの設置を行う		—	継続		
駅係員、乗務員へ的高齢者・障がいのある人等への対応を図るための教育を行う		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1.事業区間		事業者		京成バス千葉セントラル	
地区名		京成津田沼駅周辺地区			
2.事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
			着手		完了
バス停にベンチを設置する		1箇所／1箇所	継続		
ノンステップバスの導入を進める		—	継続		
乗務員への高齢者・障がいのある人等への対応を図るための教育を行う		—	継続		
3.事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。					
・ベンチ設置にあたっては、歩行者の動線等を鑑みながら設置を検討する。					

1.事業区間		事業者		京葉支部区域内のタクシー事業者	
地区名		京成津田沼駅周辺地区			
2.事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数／全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
福祉タクシー車両の導入を進める		—		継続	
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する		年 20～30 名		継続	
3.事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。					

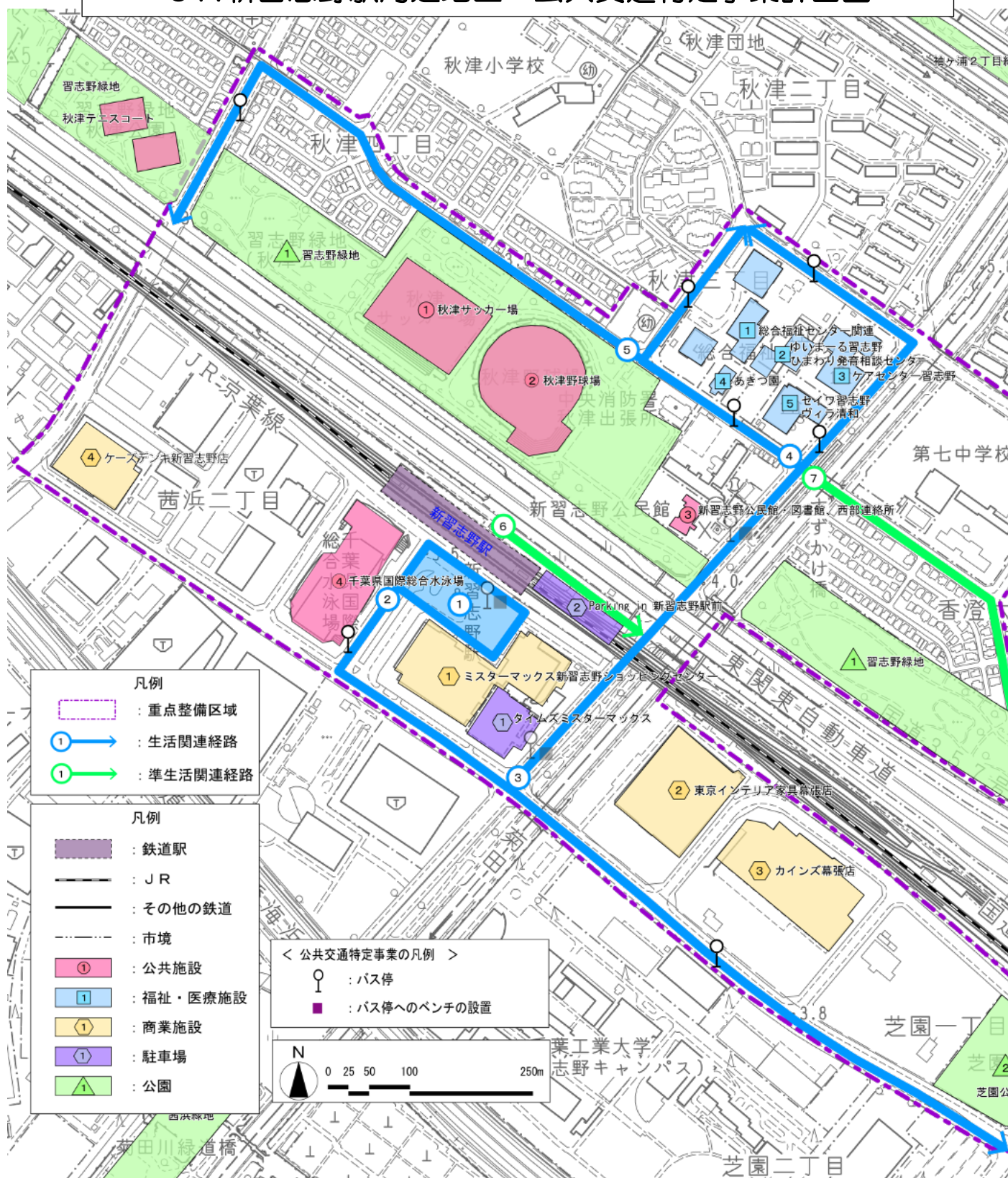
③JR 新習志野駅周辺地区

1. 事業区間		事業者		東日本旅客鉄道株式会社	
旅客施設名		JR新習志野駅			
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
			着手		完了
プラットホームに、内方線付警告ブロック等、転落を防止するための設備の設置を行う。 (整備済)		—	—	—	
バリアフリー教育研修を実施する		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間		事業者	京成バス株式会社	
地区名		JR新習志野駅周辺地区		
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バス停にベンチを設置する(整備済)	—	—	—	
ノンステップバスの導入を進める	—	継続		
乗務員への高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 ・上屋については、バス利用者の状況等に応じて設置を検討する。				

1. 事業区間		事業者	京葉支部区域内のタクシー事業者	
地区名	JR新習志野駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数／全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
福祉タクシー車両の導入を進める	—	継続		
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する	年 20～30 名	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。				

JR新習志野駅周辺地区 公共交通特定事業計画図



※薄い灰色表示は整備済区間

4-4 交通安全特定事業計画

(1) 交通安全事業者

・千葉県公安委員会

(2) 交通安全特定事業計画の内容

交通安全特定事業計画には、経路の概要（路線名、事業区間、延長、経路種別、事業者）、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

次項から「JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の交通安全特定事業計画を示します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条の規定による基本方針および第36条の規定に基づき、また、習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想に即して、JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区、京成津田沼駅周辺地区および JR 新習志野駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

Ⅰ 交通安全特定事業を実施する道路の区間

(1) JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

ア JR 津田沼駅南口駅前広場

市道 00-002 号線(南口駅前ロータリー)

イ JR 津田沼駅から習志野郵便局までの道路の区間

(ア) 市道 00-002 号線(南口駅前広場からファミリーマート前交差点まで)

(イ) 市道 03-025 号線(ファミリーマート前交差点から習志野郵便局まで)

ウ JR 津田沼駅から Loharu 津田沼までの道路の区間

市道 00-001 号線(南口駅前広場から Loharu 津田沼まで)

エ JR 津田沼駅北口駅前広場

市道 00-007 号線(北口駅前ロータリー)

オ JR 津田沼駅から新津田沼駐車場ビルまでの道路の区間

市道 00-007 号線(北口駅前広場から新津田沼駐車場ビルまで)

カ JR 津田沼駅から千葉銀行津田沼駅前支店前までの道路の区間

県道津田沼停車場前原線(北口駅前広場から千葉銀行津田沼駅前支店前まで)

キ Loharu 津田沼から学校法人河合塾津田沼校までの道路の区間

(ア) 市道 00-001 号線(Loharu 津田沼から奏の杜フォルテまで)

(イ) 市道 00-105 号線(奏の杜フォルテから学校法人河合塾津田沼校まで)

ク 奏の杜フォルテから谷津奏の杜公園までの道路の区間

(ア) 市道 00-001 号線(奏の杜フォルテから津田沼南クリニックまで)

(イ) 市道 01-131 号線(津田沼南クリニックからザ・パークハウスまで)

(ウ) 市道 01-132 号線(ザ・パークハウスから谷津奏の杜公園まで)

(2) 京成津田沼駅周辺地区

ア 京成津田沼駅南口駅前広場

市道 00-004 号線(南口駅前ロータリー)

イ 京成津田沼駅前交差点から習志野市中央消防署までの道路の区間

市道 00-004 号線(京成津田沼駅前交差点から習志野市中央消防署まで)

(3) JR 新習志野駅周辺地区

ア JR 新習志野駅前広場

市道 13-066 号線(新習志野駅前ロータリー)

イ 千葉県国際総合水泳場から芝園公園までの道路の区間

(ア) 市道 13-066 号線(千葉県国際総合水泳場から旧茜浜ホールまで)

(イ) 市道 13-058 号線(旧茜浜ホールから旧ベイツックビルまで)

(ウ) 市道 14-064 号線(旧ベイツックビルから芝園公園まで)

ウ 旧ベイツックビルから花の実園までの道路の区間

(ア) 市道 00-006 号線

(旧ベイツックビルから介護老人保健施設ケアセンター習志野まで)

(イ) 市道 00-121 号線

(介護老人保健施設ケアセンター習志野から花の実園まで)

エ やしのみ公園から花の実園までの道路の区間

(ア) 市道 00-122 号線(やしのみ公園から市立秋津保育所まで)

(イ) 市道 13-043 号線(市立秋津保育所から花の実園まで)

オ 市立秋津保育所から秋津公園までの道路の区間

(ア) 市道 00-122 号線(市立秋津保育園から旧秋津産科婦人科まで)

(イ) 市道 00-002 号線(旧秋津産科婦人科から市立秋津公園まで)

2 道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容および実施予定期間

JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区、京成津田沼駅周辺地区および JR 新習志野駅周辺地区

(ア) 実施事業内容

- ・既設信号機への視覚障害者用付加装置等整備済み
- ・違法駐車車両に対する指導取締りおよび違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施(継続)

(イ) 実施予定期間

- ・違法駐車車両に対する指導取締りおよび違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

上記の道路の区間

(ア) 実施事業内容

交通規制標識表示の高輝度化

(イ) 実施予定期間

交通規制標識表示の補修時に実施

3 その他交通安全特定事業の実施に際する配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、障がいのある人等からの意見聴取

上記事業の実施に当たっては、JR 津田沼駅・新津田沼駅、京成津田沼駅および JR 新習志野駅周辺の重点整備地区内の官公庁および福祉施設等を利用する高齢者、視覚障がいのある人、地元の住民、学識経験者、高齢者、視覚障害者関連団体の代表者、その他道路利用者等から意見聴取を実施する。

(2) 高齢者、身体障がいのある人への情報提供

視覚障害者用付加装置等については、地域住民、視覚障害者団体等に対して、その有効性、運用方法等を事前に十分な説明を実施する。

(3) 関係機関との連携の強化

ア 相互の事業の推進状況を確認するため、習志野市等関係団体と意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討および点検を行う。

イ 道路管理者と協議し、視覚障害者用付加装置の設置された横断歩道に必要な応じて視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）の設置を検討します。

(4) 周辺の交通規制等の整合性の確保

信号機の調整に当たっては、周辺の既設信号機および横断歩道の位置を把握するとともに、歩行者の動線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図れるよう周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事実における配慮事項

違法駐車取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

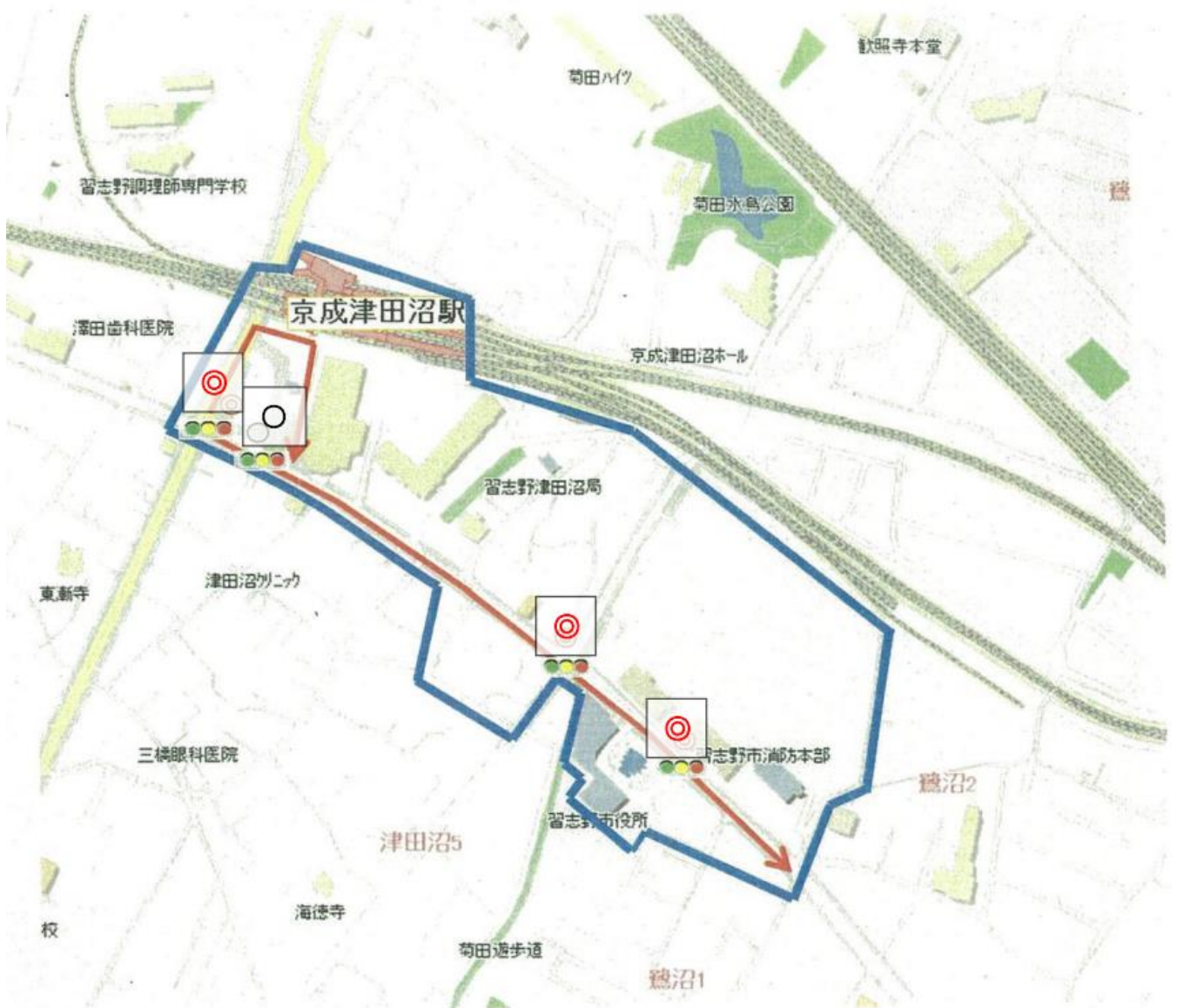
交通安全特定事業計画



千葉県公安委員会(習志野警察署)
による信号機整備状況

- ・・・音響信号
- ★・・・歩車分離式
- ・・・高齢者や障がい者等が安全に横断できるよう青時間を常時延長

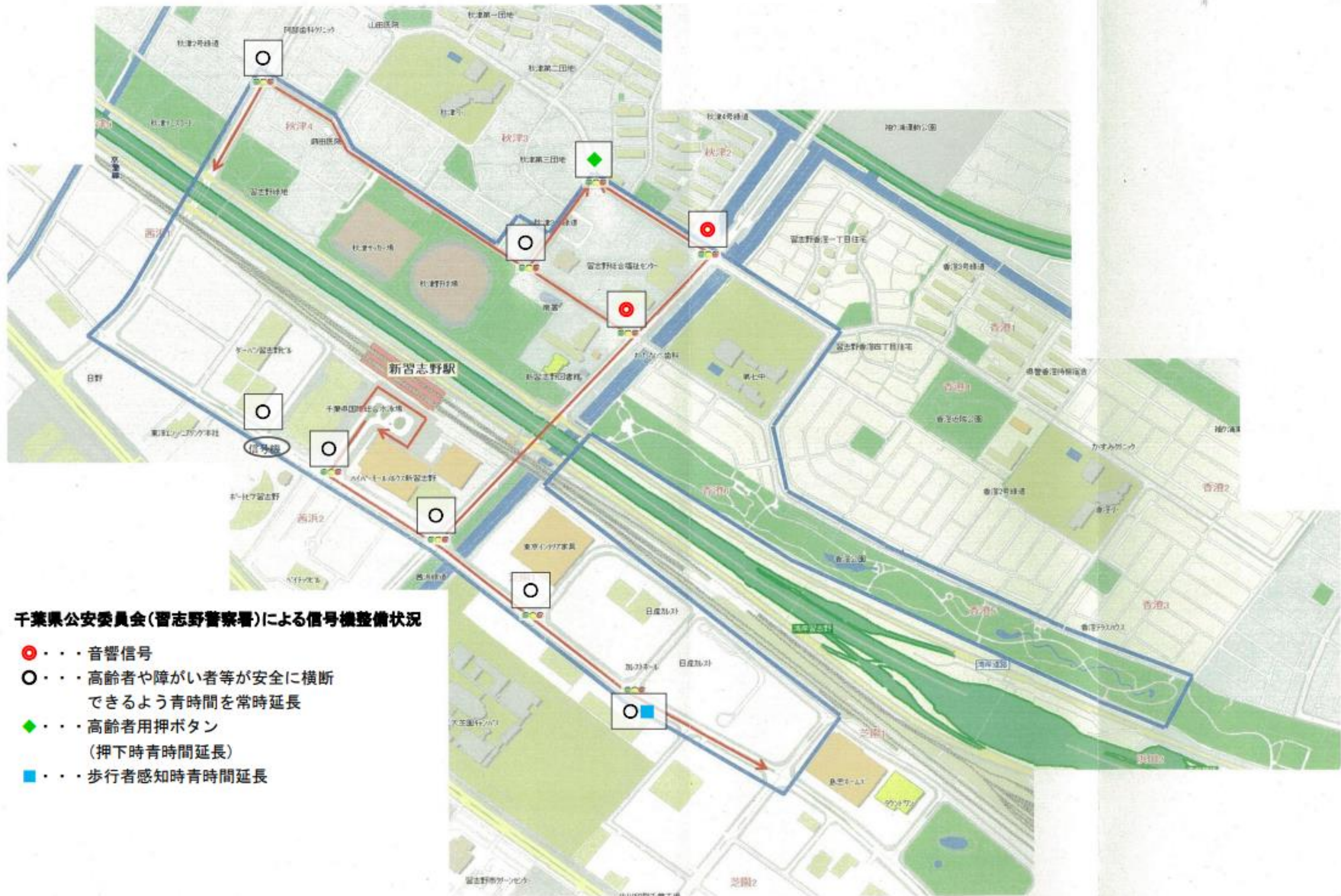
交通安全特定事業計画 京成津田沼駅周辺地区



千葉県公安委員会(習志野警察署)
による信号機整備状況

- ・・・音響信号
- ・・・高齢者や障がい者等が安全に横断できるよう
青時間を常時延長

交通安全特定事業計画 JR新習志野駅周辺地区



4-5 建築物特定事業計画

(1) 施設管理者

・習志野市

(2) 建築物特定事業計画の内容 (整備済)

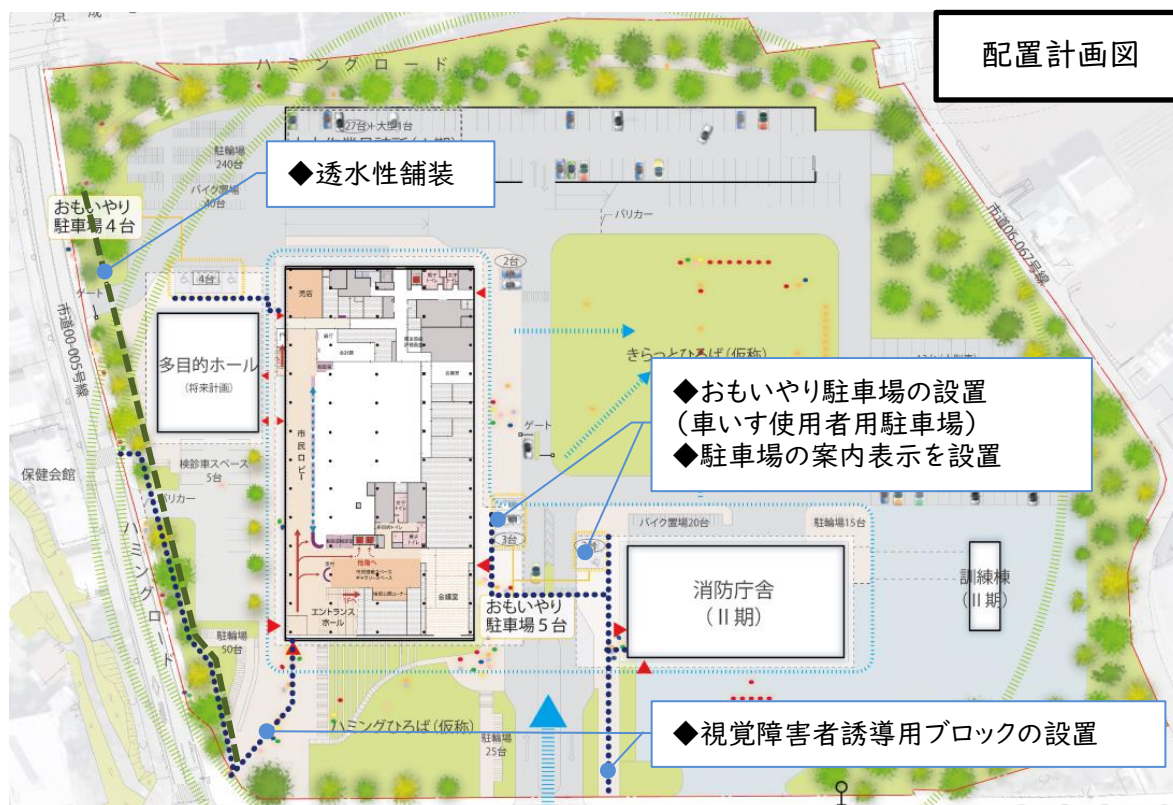
建築物特定事業計画には、事業者、施設名、事業内容、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

以下に「京成津田沼駅周辺地区」の建築物特定事業計画を示します。

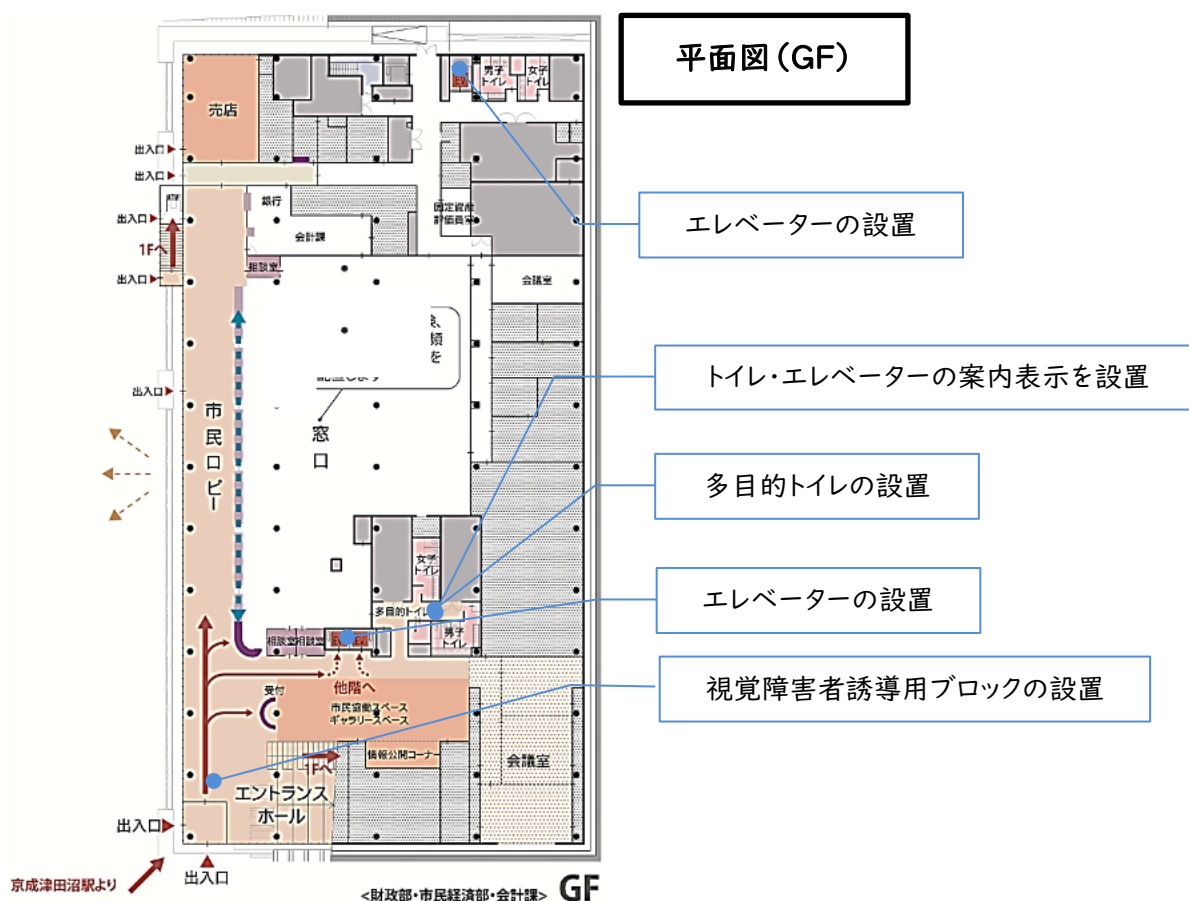
①京成津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	習志野市	
施設名	習志野市役所（新庁舎建設）			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量	事業実施予定期間		
		着手	完了	
市庁舎出入口近くに、おもいやり駐車場（車いす使用者用駐車場）を設置する	5 台	—	—	
各階に多目的トイレを設置する	1 箇所／階	—	—	
来庁者が使用できるエレベーターを設置する	3 台	—	—	
視覚障害者誘導用ブロック等を設置する	約 174m	—	—	
視覚障害者誘導用ブロック等を設置する	約 67m	—	—	
透水性舗装	130m	—	—	
建物入口から受付や案内設備までの経路や階段等に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する		—	—	
エレベーターやトイレ、駐車場の案内表示を設置する	—	—	—	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

配置計画図



平面図 (GF)



4-6 都市公園特定事業計画

(1) 施設管理者

・習志野市

(2) 都市公園特定事業計画の内容（整備済）

都市公園特定事業計画には、事業者、施設名、事業内容、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。特定公園施設については、周辺的生活関連経路の整備状況や各公園の利用形態及び特色等を考慮しながら、移動等円滑化を図ります。

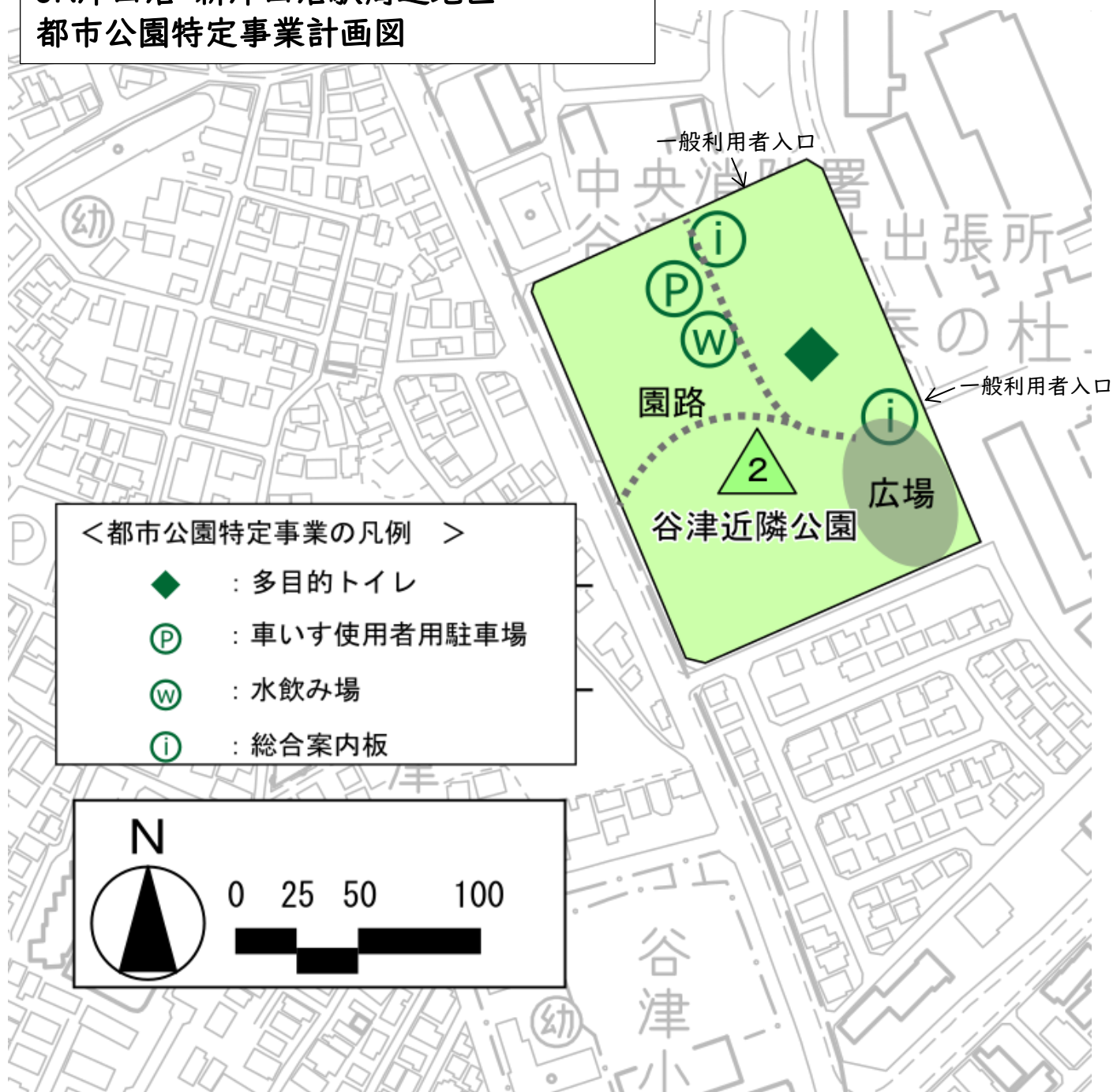
本事業の対象となる特定公園施設を有する公園のうち、生活関連経路沿いにある公園及び公園予定地は、JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区内に 1 ヶ所（谷津奏の杜公園）、JR新習志野駅周辺地区に 2 箇所（芝園公園、習志野緑地（秋津公園））、計 3 箇所あります。うち、芝園公園及び習志野緑地（秋津公園）は各特定公園施設が一年以上バリアフリー化されています。

なお、既存の特定公園施設については必要に応じてバリアフリー化基準に適合するよう努める他、習志野緑地（香澄公園）については、バリアフリーネットワークの観点から、接続する準生活関連経路 7 の整備に合わせ、整備を検討していきます。

① JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者		習志野市	
施設名		谷津奏の杜公園			
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量	事業実施予定期間		
			着手		完了
多目的トイレを設置する。		1 箇所	—		—
駐車場に車いす使用者用駐車場を整備する。		3 台	—		—
公園の出入口付近に総合案内板を設置する。		2 箇所	—		—
車いす使用者対応の水飲み場を設置する。		1 箇所	—		—
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

JR津田沼・新津田沼駅周辺地区
都市公園特定事業計画図



4-7 路外駐車場特定事業計画

(1) 施設管理者

・路外駐車場設置管理者

(2) 路外駐車場特定事業計画の内容

本事業の対象となる路外駐車場は現在、JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区内に7ヶ所、JR新習志野駅周辺地区に2箇所、計9箇所あります。うち、2箇所がバリアフリー法第12条に基づく届出がされており、路外駐車場移動等円滑化基準を満たした駐車場になっています。

また、バリアフリー法施行以前に設置された駐車場についても、自主的に車いす使用者用駐車施設の設置等、バリアフリー化整備を実施しており、全体のバリアフリー整備はほぼ終わっております。

今後の対応としては、新たに民間事業者が特定路外駐車場を設置する際は法第12条に基づき路外駐車場移動等円滑化基準に基づく整備を促進していきます。

表 重点整備地区内の特定路外駐車場等の整備状況

重点整備地区名・生活関連施設に該当する駐車場名		法12条の届出	設置(変更)年度	車いす対応	備考
JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区					
	新津田沼駐車場		H7(R7)	○	
	モリシア津田沼立体駐車場(休止中)		H7		
	モリシア津田沼地下駐車場(休止中)		H7	○	
	タイムズ津田沼一丁目第4駐車場	○	H9(R7)	○	
	タイムズ Loharu 津田沼駐車場		H10(R4)	○	
	イオン津田沼店駐車場		H15	○	
	奏の杜フォルテ駐車場		H24	○	
JR新習志野駅周辺地区					
	タイムズミスターマックス新習志野ショッピングセンター		R1	○	
	Parking in 新習志野駅前	○	R2	○	

※平成18年度以前に設置された駐車場はバリアフリー法の施行以前に建設されたものであり、法の遡及が及ばないことから、バリアフリー法第12条の届出が行われておりません。